

【憲法】

問 題 次の事例を読み、＜資料＞も参照しつつ、設問に答えなさい。

〔事例〕

Xは、市立Y中学校（以下、「Y」とする。）を卒業見込みで、公立高校への進学を希望していた。Xが受験した公立高校の入学選抜においては、学力検査の成績に加え、調査書（いわゆる内申書）によって判定することとされていた。

Yの校長は、Xの調査書を作成して公立高校に送った。Xの調査書の「備考欄」には、「2年在学時の学校文化祭の際に、文化祭粉砕を叫んで他校生徒と共に校内に乱入し、学校側の指導説得をきかないで、校内で『文化祭粉砕』を内容とするビラ100枚を配付し、同趣旨の内容の落書きを校舎の壁にした。」（以下、「本件記載」とする。）との記載がされていた。

Xは、受験した複数の公立高校について、すべて不合格となった（以下、「本件不合格」とする。）。Xは、本件記載は、憲法に反するものであり、本件記載によって本件不合格となったとして、Yを設置する市を相手に国家賠償訴訟を提起した。

これに対し、Y側は、本件記載は、すべて事実の記載であること、ビラ配布や落書きは、Y生徒規則（10）（＜資料＞参照）に違反すること、さらに、法令に基づき、高校の入学選抜の資料の一として作成され、利用される調査書には、学習の記録のみならず、人गरらを含めた行動の記録などの正確な記載が求められていることから、客観的事実を正確に記載した本件記載には、違憲、違法の問題はないと主張した。

なお、訴訟提起にあたり、Xは、Xの調査書の内容について知ることができたとする。また、本件記載の内容は事実であり、Xは当時未成年であった。さらに、Xは、入学選抜の学力検査において、学力検査の点だけでいえば十分合格点に達していたとする。

〔設問〕

あなたが本件を担当する裁判官であったとして、Xの主張する本件記載の違憲性についてどう判断するか、想定される反論を示しつつ論じなさい。なお、本問においては、解答にあたって、調査書制度自体の合憲性の論点は除外しなさい。

<資料>

Y生徒規則

(10) 校内の秩序及び美観の保持のため、常に校内の清潔、整頓に気をつけ、紙くずなどが落ちていたらすぐ拾う。落書きはしない。